

訪問看護の人員基準について

居宅介護サービス事業等の手引き Ⅲ 訪問看護〔令和4年度10月改定版〕の、訪問看護ステーションの場合に関する看護職員の配置要件に係る記載に下記のとおり、「常勤換算数には、看護職員を兼務する管理者の管理業務従事時間も含む」と誤った記載をしていました。

本県では、「管理者の管理業務従事時間は、他の業務時間に換算しない」ということを全ての居宅サービスに共通のルールとしています。

誤った記載により、事業所の皆様の適正な運用に混乱を与えたことをお詫び申し上げます。

今後、令和6年4月改定版にて修正することとしましたので、併せてお知らせします。

<誤>

当該手引き4ページに掲載の、訪問看護ステーションの場合の看護職員の配置要件

【訪問看護ステーションの場合】

必要な職種	資格要件	配置要件
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・看護師 ・准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに常勤換算数で2.5以上（うち1人は常勤職員） ・常勤換算数には、看護職員を兼務する管理者の管理業務従事時間も含む



<正>

【訪問看護ステーションの場合】

必要な職種	資格要件	配置要件
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・看護師 ・准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに常勤換算数で2.5以上（うち1人は常勤職員）